

宍粟市環境審議会関係法令(抜粋)

○ 宍粟市環境基本条例

第2節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第7条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、環境の保全と創造に関する施策を推進するための必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ宍粟市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときはこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

《 略 》

第8章 環境審議会

第60条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、宍粟市環境審議会（以下「審議会」という。）を置くものとする。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）環境基本計画に関し、第7条第3項に規定する事項を処理すること。

（2）市長の諮問に応じ、環境の保全と創造に関する重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会の組織、委員及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○ 宍粟市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宍粟市環境基本条例（平成17年宍粟市条例第123号。以下「条例」という。）

第60条に規定する宍粟市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員の任命)

第3条 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が任命する。

（1）学識経験のある者

（2）関係行政機関の職員

（3）宍粟市内の公共的な団体等の役員又は構成員

（4）公募による市民

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

○ 宍粟市附属機関等の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、附属機関等の設置、委員の選任及び会議の公開の方法を定めることにより、政策形成過程への市民参画の機会を拡充するとともに、附属機関等の審議の透明性及び公平性を確保し、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

《 略 》

(会議の公開等)

第6条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、当該会議が次の各号に該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないものとする。

(1) 宍粟市情報公開条例（平成17年宍粟市条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号に規定する不開示情報を含む内容について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 前項の会議の全部又は一部を非公開とするときは、原則として、附属機関等の長が会議に諮って行うものとする。

3 附属機関等の会議を開催する際は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題その他必要な事項をあらかじめ公表し、会議の全部又は一部を公開しない場合にはその理由等について、事前に公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。

4 附属機関等の会議については、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、当該会議録が情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報を含む場合は、会議録の全部又は一部を公表しないものとする。